

東京都健全化判断比率（平成19年度）
審査意見書

東京都監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

平成20年9月5日

東京都監査委員	倉	林	辰	雄
同	馬	場	裕	子
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

東京都健全化判断比率（平成19年度）審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の方法

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正かを検証するため、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期間

平成20年8月11日から同年9月5日まで

第2 審査の結果

1 計数について

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、誤りのないものと認められる。

（健全化判断比率の状況）

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(5 . 4 2)	(1 0 . 4 2)	8 . 7 (2 5 . 0)	8 2 . 9 (4 0 0 . 0)

注 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「 」にて記載

2 ()内は、早期健全化基準値である。